

富士市部活動地域連携・地域移行（地域展開）推進に関する基本方針（案）

1 富士市の中学校部活動を取り巻く現状と課題

(1) 少子化による生徒への影響

中学校の部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める機会として、大きな教育的意義や役割を果たしてきた。しかしながら、急激な少子化により、「単独校で団体競技のチームが編成できない」「部活動の種類に応じた顧問を配置できずに廃止する」「設置されている部活動の種類が少ない」などという状況が生まれている。

児童生徒のアンケート結果から、学校教育としての部活動だけでは、多様化している生徒のニーズに応じた活動を保障することは困難となってきた。現在の部活動が担っている教育的意義を継承しつつ、どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化芸術活動などに取り組むことができるよう、地域全体で学びの機会を提供できる新たな環境の整備が必要である。

(2) 教員の働き方への影響

これまで長年にわたり、教員が指導を担うことを前提に部活動は運営されてきたが、部活動は、週休日の勤務や平日の時間外勤務の原因ともなっている。

さらに、活動中のケガやトラブルへの対応などの危機管理に加え、競技・活動経験のない教員が指導せざるを得ない状況があることや、各種大会への引率や大会運営及び競技審判業務への参画も求められる点など、教員にとって部活動は大きな負担となっている。

一方で、地域クラブの指導者として活動したいという教員については、地域連携や地域移行（地域展開）が進んでいった場合でも、引き続き指導者として活躍できる仕組みの構築を検討している。

(3) 国・市の部活動地域移行（地域展開）の動向

こうした少子化の影響や教員の働き方等の部活動に係る環境の改善を図ろうと、国は、令和4年12月に部活動の改革に関する総合的なガイドラインを示した。また、スポーツ庁・文化庁の有識者会議による令和7年5月の最終とりまとめでは、部活動の「地域移行」を「地域展開」という名称に変更すると同時に、令和8年度から10年度までを前期、令和11年度から13年度までを後期の改革実行期間とした。

この期間内に、休日については、原則、全ての部活動において地域展開の実現を目指すことを公表した。また、平日についても地域展開を推進することを示した。

このような動きを受け、本市でも令和5年度から「富士市立中学校部活動地域移行検討懇話会」、令和6年度には「富士市立中学校部活動地域移行協議会」を設置して協議を行うなど、部活動の地域連携・地域移行（地域展開）の検討を進めてきた。

2 地域連携・地域移行（地域展開）推進に向けた基本方針

(1) 基本方針策定の趣旨等について

この富士市部活動地域連携・地域移行（地域展開）推進に関する基本方針は、これまでの懇話会・協議会等における検討結果や、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における地域クラブ活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

(2) 4つの基本理念について

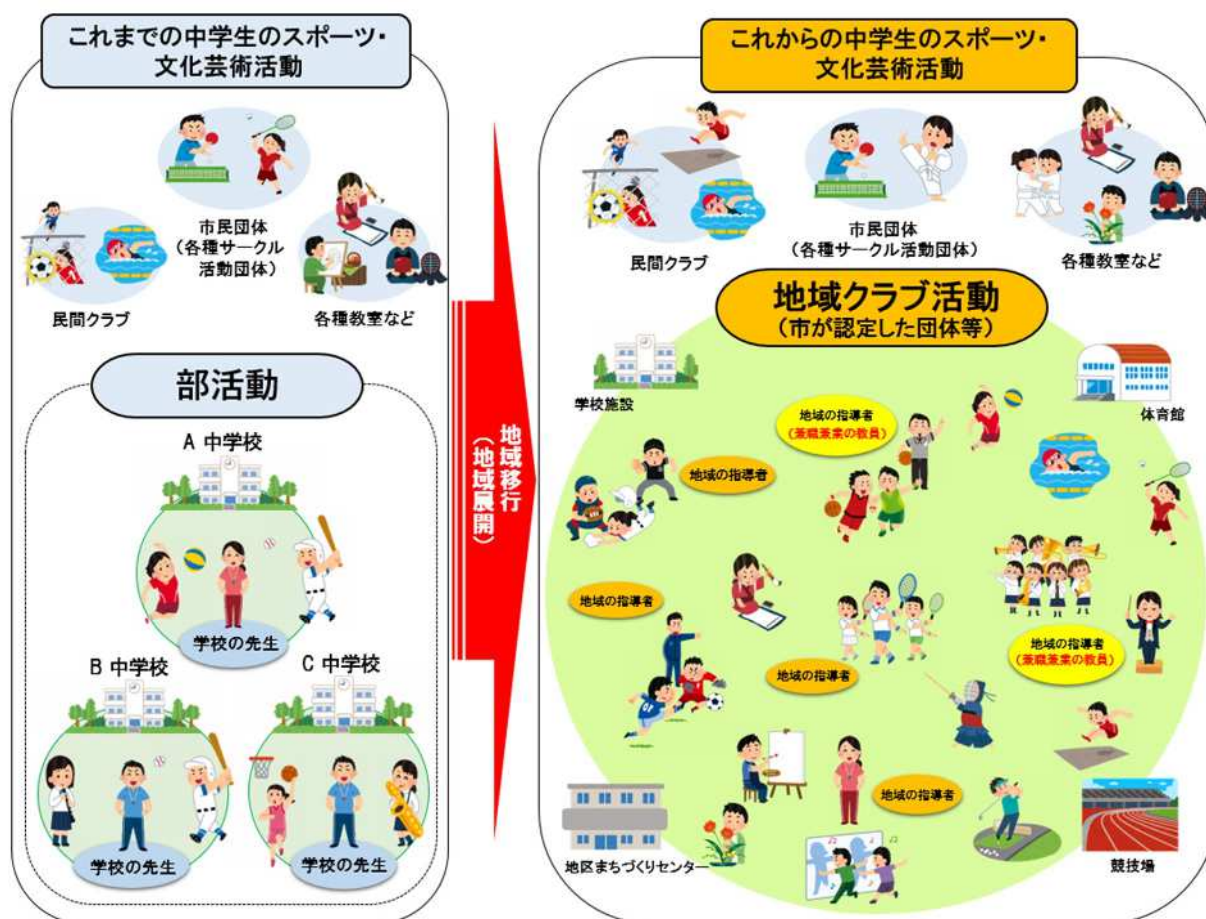
子どもたちのニーズに応えつつ、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、次の4つを基本理念とする。

- ①どの子にとっても自分のやりたいスポーツ活動や文化活動に取り組むことができる。
- ②休日の部活動指導に対する教員の負担を解消するとともに、指導を希望する教員のやりがいを支えていく環境を構築する。
- ③子どもたちが主体となるスポーツ活動や文化活動を、子どもや保護者の負担に配慮しつつ、地域全体で支えていく持続可能な仕組みや体制を構築する。
- ④地域のスポーツ活動、文化活動の活性化につなげる。

3 地域クラブ活動

(1) 本市で展開する地域クラブ活動

【今後のスポーツ・文化芸術活動のイメージ】



本市で展開する地域クラブ活動は、子どもたちの様々な可能性を引き出し、心身の成長を促してきたこれまでの部活動の教育的意義を継承しつつ、活動団体、民間クラブ、保護者、教員、地域コミュニティ、企業などあらゆる主体が連携・協働していくことを目指している。

また、既存の部活動にある種目に新たな種目を加え、複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動、柔軟なルール等に基づく活動など、多種多様な選択肢から生徒のニーズに応じた活動ができる環境を構築していく。さらに、色々な活動をしてみたいという子どもたちの希望も実現できるよう、体制を構築していくものとし、スポーツや文化活動を生涯にわたって楽しむ生涯学習へつなげるきっかけとしたい。なお、子どもたちの様子を関係者間で把握するため、地域クラブ活動の実施に当たっては、中学校と相互に連携を図りながら行うものとする。

(2) 改革実行期間及びその後の地域連携・地域移行（地域展開）について

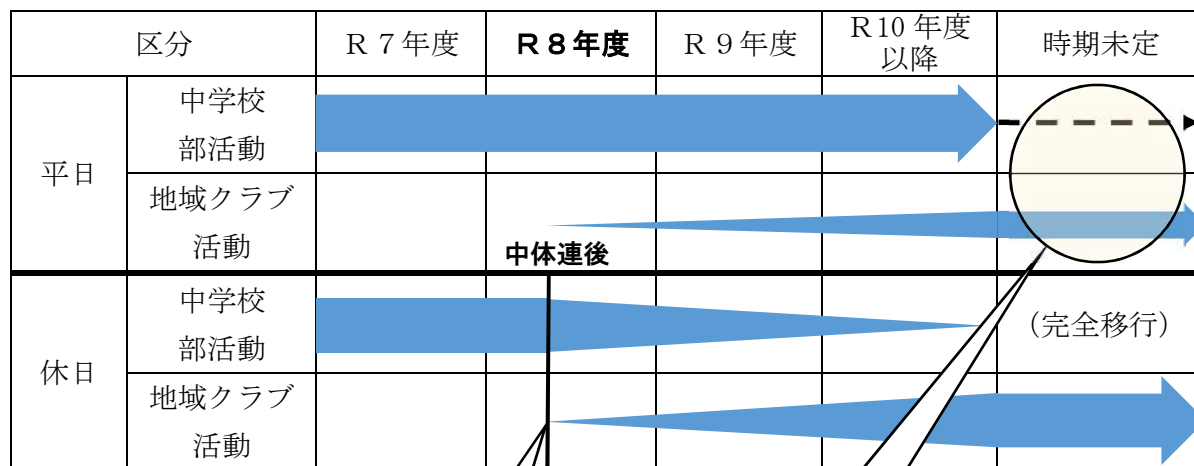
国は、令和 13 年度までに、原則、休日の全ての部活動において地域移行（地域展開）に向けた取組を推進している。そのため、本市においても、休日の部活動については、地域クラブ活動の体制が整備された種目から順次実施していく。平日についても、国は地域連携・地域移行（地域展開）を推進していることから、今後の国等の動向を注視しつつ、本市でも引き続き検討していく。

平日の部活動については、「思いやりの心や自主性・社会性の育成、豊かな人間関係の構築や生涯学習の基礎づくり、生徒の個性・能力の伸長、体力向上や健康増進等を図ることなどにおいて、教育的に意義の高い活動であること」「生徒の放課後の居場所としての役割があること」「任意加入のため、生徒自身で加入するかどうかの判断が可能であること」等の理由から、当分の間、各学校での活動を継続する。

休日の活動が移行した種目における平日の部活動についても、当分の間、活動を存続するが、部員数・生徒数の減少により、各学校の判断で廃止することもある。

また、既存の部活動にない種目が、地域クラブ活動として平日・休日共に実施されるような場合は、生徒は、平日の部活動を含め、自らが選択した活動に取り組むことができる。

【スケジュールイメージ】



準備が整った種目から順次地域移行（地域展開）
令和 8 年度中体連後の新チームからを想定

平日については、国等の動向を注視し、
引き続き検討し、準備が整い次第移行

(3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

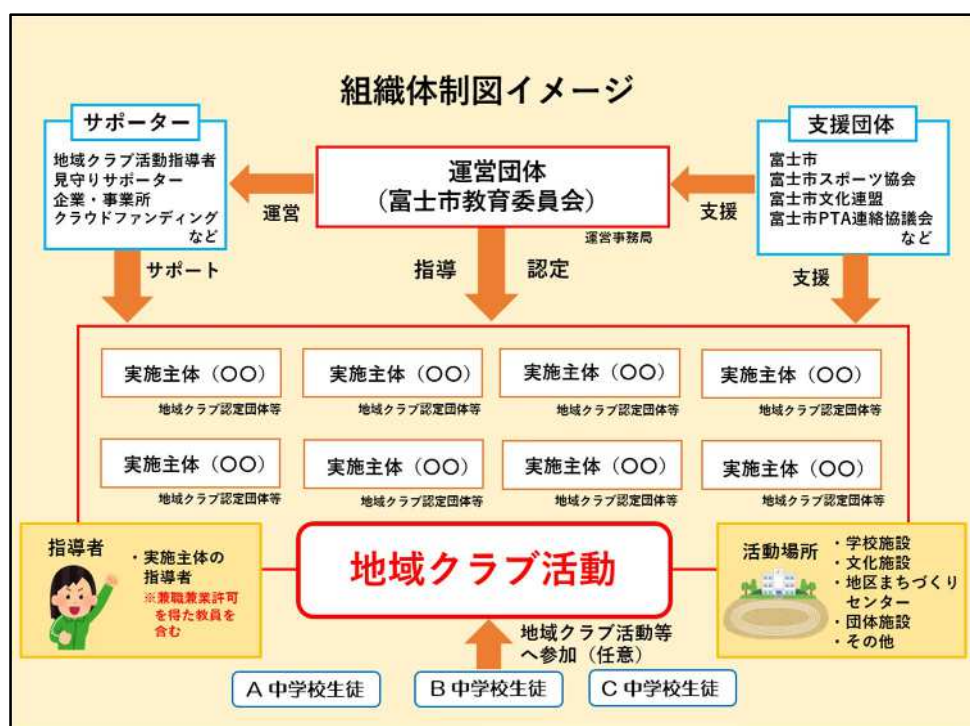
①参加者、②組織体制、③活動場所、④活動回数・活動時間、⑤参加費等、⑥保険加入、⑦指導者

について地域移行（地域展開）が推進できるよう体制を整える。特に②組織体制については、組織体制図イメージのように、運営団体と実施主体が相互に連携・協力して実施する。

当面の間、富士市教育委員会が運営団体を担い、包括的な企画・管理・サポート等の事務を行っていく。また、地域クラブ活動を持続可能なものとするために、指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘、育成のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。

各活動については、運営団体によって認定された団体が担う。既存のスポーツ・文化芸術団体や、市民団体、民間事業者などが新たに創設したスポーツ・文化芸術団体など、多様な主体が実施主体となることが想定される。実施主体は、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動に係る消耗品費、指導に係る謝金、大会参加費等）の管理（集金、支払）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。団体の認定に係る基準については、運営団体が別に定める。

【組織体制イメージ】



4 大会の参加等

- ・運営団体、実施主体は、地域クラブの中体連等の大会・コンクール参加規程を注視し、生徒の大会等への参加機会を確保できるよう適切に対応する。
- ・地域クラブの大会・コンクール等の参加に当たっては、中学生の教育上の意義とともに、中学生、保護者及び指導者にとって過度な負担とならないことを考慮する。
- ・大会・コンクール等の引率は、地域クラブの指導者による。
- ・運営団体は、スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会・コンクール、高い水準や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会・コンクールなどの多様な場を開催できるよう、スポーツ協会や文化連盟等と連携し、より多くの生徒が参加機会を得られるように働きかける。